

資料の情報と積文

一・二・二六事件

展示資料：一定ノ地域ニ戒厳令中必要ノ規定ヲ適用ス・(緊急勅令)

請求番号：類 01993100

デジタルアーカイブ URL：<https://www.digital.archives.go.jp/img/1687909>

積文の凡例については、[「積文」](#)を「[積文](#)」覧下さい。

【積文】

閣甲第一七号 起案昭和十一年二月二十六日

裁可昭和十一年二月二十七日

施行昭和二十一年二月二十七日

官報号外公布

内閣書記官 (印)

内閣総理大臣 (花押)

内閣書記官長

外務大臣 (花押) 陸軍大臣 (花押) 文部大臣 (花押) 逓信大臣 (花押)

内務大臣 (花押) 海軍大臣 (花押) 農林大臣 (花押) 鉄道大臣 (花押)

大蔵大臣 司法大臣 (花押) 商工大臣 (花押) 拓務大臣 (花押)

一定ノ地域ニ戒厳令中必要ノ規定ヲ適用スルノ件

右枢密院ノ御諮詢ヲ経テ御下付ニ付

同院上奏ノ通裁可ヲ奏請セラレ可然ト

認ム

臣等一定ノ地域ニ戒厳令中必要ノ規定ヲ

適用スルノ件諮詢ノ命ヲ恪ミ本月二十六

日ヲ以テ審議ヲ尽シ之ヲ可決セリ乃チ謹

テ上奏シ更ニ

聖明ノ採択ヲ仰ク

昭和十一年二月二十六日

枢密院議長男爵臣 一木喜徳郎

朕茲ニ緊急ノ必要アリト認メ枢密顧問ノ諮詢ヲ経テ帝国憲法第八条第一項ニ依リ一定

ノ地域ニ戒嚴令中必要ノ規定ヲ適用スルノ
件ヲ裁可シ之ヲ公布セシム

御名 御璽

昭和十一年二月二十七日

内閣総理大臣臨時代理

各省大臣

箋 大蔵大臣ハ薨去認定セラレズ未ダ兼任ヲ見ザ
付 リシヲ以テ同大臣ノ副署ハナシ

勅令第十八号

一定ノ地域ヲ限り別ニ勅令ノ定ムル所ニ
依リ戒嚴令中必要ノ規定ヲ適用スルコト
ヲ得

附則

本令は公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

御覽濟内閣へ御下付 昭和十一年二月二十六日御下付

昭和十一年二月二十六日 内閣書記官長 内閣書記官 (印)

内閣総理大臣 代理 法制局長官 (印)

(花押)

外務大臣 (花押) 陸軍大臣 (花押) 文部大臣 (花押) 逓信大臣 (花押)
内務大臣 (花押) 海軍大臣 (花押) 農林大臣 (花押) 鉄道大臣 (花押)
大蔵大臣 司法大臣 (花押) 商工大臣 (花押) 拓務大臣 (花押)

一定ノ地域ニ戒嚴令中必要ノ規定ヲ適用スルノ件起案上申ス依テ
別紙ノ通閣議決定セラレ可然ト認ム

勅令案

別紙ノ通

朕茲ニ緊急ノ必要アリト認メ枢密顧問ノ諮
詢ヲ經テ帝国憲法第八條第一項ニ依リ一定
ノ地域ニ戒嚴令中必要ノ規定ヲ適用スルノ
件ヲ裁可シ之ヲ公布セシム

御名 御璽

年 月 日

内閣総理大臣臨時代理
各省大臣

勅令第 号

一定ノ地域ヲ限リ別ニ勅令ノ定ムル所ニ依
リ戒嚴令中必要ノ規定ヲ適用スルコトヲ得

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

一定ノ地域ニ戒嚴令中必要ノ規定ヲ適用スルノ件
右別紙ノ通本院ニ於テ決議上奏候条此段
及通牒候也

昭和十一年二月二十六日

枢密院議長男爵一木喜徳郎

内閣総理大臣臨時代理

内務大臣後藤文夫殿

臣等一定地域ニ戒嚴令中必要ノ規定ヲ適用スルノ件
諮詢ノ命ヲ恪ミ本月二十六日ヲ以テ審議ヲ
尽シ之ヲ可決セリ乃チ謹テ上奏シ更ニ
聖明ノ採択ヲ仰ク

昭和十一年二月二十六日

枢密院議長男爵臣一木喜徳郎

朕茲ニ緊急ノ必要アリト認メ枢密顧問ノ諮
詢ヲ經テ帝國憲法第八條第一項ニ依リ一定
ノ地域ニ戒嚴令中必要ノ規定ヲ適用スルノ
件ヲ裁可シ之ヲ公布セシム

御名 御璽

年 月 日

内閣総理大臣臨時代理
各省大臣

勅令第 号

一定ノ地域ヲ限リ別ニ勅令ノ定ムル所ニ
依リ戒嚴令中必要ノ規定ヲ適用スルコト
ヲ得

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス